

古典學習指導要領

市川 浩

八月五日、會てお茶の水女子大學にて草創時の茶苑幹事を引受けられ、御卒業後は夫々高等學校にて國語の教鞭を執らるゝ田嶋眞貴子、保坂佳奈子兩先生を圍み「茶苑レユニオン」とて、銀座三陸大船渡まるしちにて會食す。小生も當時を懐かしみ参加す。會てとは様變はり、卓上酒杯皆無なるも、兩先生元氣に教務精勵の御様子嬉しく一時暑さを忘る。

席上令和四年施行豫定の高等學校學習指導要領（以下要領と略記）に於ける國語の指針に就き説明あり。科目の構成改善として國語科を「現代の國語」「言語文化」「論理國語」「文學國語」「國語表現」「古典探究」の六科に細分化すと云々。早速文部科學省公式電網域に接續、閱讀す。

要領は總頁數 651、内總則 20、國語 23 の大部にして、全般的には例へば、「傳統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が國と郷土を愛するとともに、他國を尊重し、國際社會の平和と發展に寄與する態度を養ふこと」など誰も反論する能はず、且つ具體性なき文言の繰返し氾濫する中、「常用漢字の讀みに慣れ、主な常用漢字を書き、文や文章の中で使ふこと」、「古典の教材については、表記を工夫し」など如何やうにも解釋可能の文言により、一定の結果を暗に要求するなど、官廳公文書に不慣れの筆者には難解の一語に盡く。その上にてこれを逐一愚考する能はざれば、検討の主題を一、教育基本法前文の「傳統の繼承」、二、古典學習の要點の二項に絞りたり。

一、傳統の繼承

平成十八年 2006、第一次安倍内閣にて教育基本法が六十年ぶりに改正せられ、特に前書き部分に於て、「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす」は「傳統を繼承し、新しい文化の創造を目指す」と改まれり。地球一極主義を絶対視せず、文化の多様性尊重を世界に発信せるは、大いに評價すべきも、「繼承すべき傳統とは、はたまたその方法は如何」の論議こそ待たるゝに、要領には特に「繼承」に就き何らの問題提起もなし。抑も古典の學習を傳統繼承の基本中の基本と位置附けずは國の教育方針として如何なりや。法改正に伴ふ前文の精神は無視せられをり。

二、古典學習の要點

國語科の六科目中、古典に關する言及は「言語文化」、「古典探究」の二科目に分割記述なり。前者に於て教材は「古典及び近代以降の文章とし、日本漢文、近代以降の文語文や漢詩文などを含めるとともに、我が國の言語文化への理解を深める學習に資するやう、我が國の傳統と文化や古典に關聯する近代以降の文章を取り上げること」と「近代以降」が三回重出す。又後者では何と「必要に應じて書き手の考へや目的、意圖を捉へて内容を解釋する」とあり、「常に必要ならずや」と言ひたし。なほ「文學國語」にては「指導すべき言語活動」として「古典を題材として小説を書くなど、翻案作品を創作する活動」とのみあり。要領には結局假名遣の語全く登場せず。

（附記）右配布の資料に、漢詩を作るに、「押韻は正確でなくてもよいことにするなど」とあるも、今回の文部科學省公式電網の要領には記述なし。現場教師對象の實務説明會にての資料なりや。